

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (51)

小田中 聰樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

五 沖縄問題

一 (1) 辺野古新基地建設による埋め立て承認手続きに法的瑕疵（法的不備）があったとする第三者委員会の検証結果に基づき、翁長知事は、沖縄防衛局から「聴聞」を10月7日に行うことにした。ところが沖縄防衛局は、承認手続きは正当に行われ「取消処分は違法だ」とする陳述書を出したのみで出席せず聴聞は終了した（10月8日赤旗）。

(2) 10月7日翁長知事は、埋立承認取消しをできるだけ早くやると述べ、週明けの13日に取り消す意向を明らかにした。これに対抗し、政府側は行政不服審査法に基づき同日中に審査請求と取り消し処分の効力停止を国土交通相に申し立てる見通しであり、国土交通相は効力停止を決定する見通しだと報道された（10月12日現在、同日河北新報）。

(3) 10月13日、翁長知事は、県庁で記者会見し、埋め立て承認を取り消したと発表した。

沖縄県は、7月16日に埋立承認の法的瑕疵を検証する第三者委員会の検証結果報告を受け、承認には取り消し得べき瑕疵があるとして10月13日付で沖縄防衛局に対し承認取消しを通知した。

その主な理由は、①埋立申請では辺野古新基地の必要性は認められないこと、②環境保全措置が適切に講じられていないこと、③在日米軍専用基地面積の約74%を抱える沖縄の過重負担につながることであり、沖縄防衛局の陳述書の意見について理由がないと結論したのである。そして行政不服審査法に基づく不服審査請求や執行停止の申立についても、「国が私人としてそういう訴えをすることは条文化できないだろう。国が同じ国の中で判断を下すというのも国と地方自治という意味からいっても、多くの方が疑問に思うのではないか」と述べ、防衛局を批判したのである（10月14日赤旗）。

（なお、沖縄県が沖縄防衛局に提出した「公有水面埋立承認取消書」のより詳細な文書について10月14日赤旗に掲載）。

(4) 沖縄防衛局は、10月14日、国土交通相に行政不服審査法に基づき審査請求と効力執行停止も申し立てた（2015年10月15日河北新報）。

(5) 沖縄県の措置につき支持する意見のいくつかを記す。

- ① 10月13日沖縄県選出四氏が「即刻埋立工事を中止すべき

だ」とする声明を発表した（10月14日赤旗）。10月13日、座り込みの続く米軍キャンプ・シユワブゲート前は約200人から指笛や歓声、拍手の渦がまい上がった（10月14日赤旗）。

これらはほんのわずかの例である。

② 行政法学者白藤博行専修大学教授は、正当にも次のように国を批判した（10月15日赤旗）。

翁長知事の埋め立て承認取り消しに対し、国（沖縄防衛局）は、処分の執行停止と審査請求を国交相に申し立てたわけですが、こんなことを許したら、日本の法治主義は終わってしまいます。憲法が保証する地方自治など何ものぞと言わんばかりに、“そこのけそこのけ安保が通る”というやり方に憤りを覚えます。

そもそも行政不服審査法は、国民の権利利益を保護・救済し、行政の適法性を確保するためのものです。行政権の主体としての国が自治体の処分に対して不服申し立てをすることは想定していません。

防衛局という国の機関が私人になりすまし、国交省という国の機関に申し立てる、こんな国の一人芝居が許されてよいわけがありません。

本来、国は、地方自治法上、自治体に対する十分すぎる強い行政的関与の手段を与えられています。知事の法定受託事務の処理に違法があるというならば、正々堂々と是正の指示や代執行訴訟を提起すればいいではないですか。地方自治法上の紛争処理に載せないための国のやり方は、国地方係争処理委員会や裁判における法的議論を回避しようとするものです。これは、基地建設工事を強引に進め、既成事実化したい思惑と、正面から公有水面埋立法上の適法性を立証する自信がないことを示しています。

多くの国民意思を無視して戦争法案を強行採決した安保優先の非立憲主義・反法治主義と根っこは同じです。

③10月16日から18日迄の三日間、日本ジャーナリスト会議（JCJ）は、交流集会を沖縄で行った。そして基地反対の住民を激励し、地元紙と交流した。

そしてヘリ基地反対協議会安次共同代表は、“知事がいっているように沖縄の将来は私たちが決める。基地との共存は拒否し、平和の発信地に変える”、

と語った。

④ これらの事実からも分かるように、沖縄は一丸となって新基地に反対なのだ。そしてその闘いには全国から支援が寄せられているのだ。

⑤ 沖縄県知事の決定に対し国（沖縄防衛局）が審査請求した理由といえば、①辺野古新基地建設の実現は日米の信頼関係はもとより日米同盟を堅持することになり、外交・

防衛上の利益は大きい、②それが実現できなければ、日米同盟に悪影響を及ぼす可能性があり、外交・防衛上重大な損害を生じさせる、③辺野古埋立ての必要性は国が判断すべきことである、というものである（10月21日赤旗）。

⑥ つまり日米軍事同盟の強化のためには、沖縄県民は苦難に耐えよ、ということである。

しかし、この論理が日本人民にも適用される事態が生じかねないことに注意すべきである。

(6) ① 10月21日、翁長知事は、沖縄防衛局の審査請求・執行停止申立に対し、審査請求の却下を求める弁明書と意見書を石井国交通相に送付した。

意見書（＝弁明書）は、①沖縄防衛局長は審査請求する資格を欠いていること、②埋立承認取消しは適法であること、③環境保全措置や事後調が曖昧であること、④戦後基地形成史の経緯を踏まえ、沖縄県の民意に反する基地建設の強行は「適正かつ合理的」とはいえないこと、⑤「(海兵隊の) 一体的運用性」という説明には海兵隊の特性・機能に照らし十分な内実がないこと、を柱とするものである（10月22日赤旗）。

② 沖縄県の右の意見書が正当なものであることは、先に引用した白藤氏の文章でも明らかである、

(7) ① 10月23日、行政法研究者有志93氏が辺野古新基地に関する声

明を発表した。声明は、「①請求自体が不適法であること、防衛局は固有の資格で基地建設という国家の行為を行っており、この場合には私人の救済を想定した行政不服審査法で審査請求をすることを予定しておらず、請求自体が不適法であること、② 国の機関である沖縄防衛局が「一般私人」と同様の立場で審査請求・執行申立人になり、国交相が審査庁として執行停止を行おうとすることは、国民の権利救済制度である行政不服審査制度を乱用するものであり、不公正であり法治国家に背くものであるということ、を主張して、防衛局の不服審査請求を却下すべきだ、としている（10月25日赤旗）。

② 10月26日、作家大江健三郎氏、評論家内橋克人氏など有識者24人が翁長知事を支持する声明を発表した。

声明は、「沖縄県民が新基地建設反対の意思表示を行っているにも拘わらず前知事の「埋め立て承認」だけを根拠に埋め立てを強行する国の姿勢を「民主主義国家の看板を下ろし、正義の行われない国であると、全世界に向けて発信したのと同じ」とするものである（10月27日赤旗）。

(8) ① 10月27日、石井国土交通相は、埋め立て承認取消につき、取消の効力停止を決定した。そして、安倍内閣は、同日地方自治法に基づ

き代執行の手續きに着手するとの方針を閣議口頭了解で決定した。そして同日、中谷防衛相は、文書が届き次第、速やかに工事に着手したいと明言した。沖縄県は、第三者機関の国地方係争処理委員会に審査を求めの方針だという（10月28日赤旗）。

② 10月28日、沖縄防衛局は、本体工事の着手届を沖縄県に提出した。届書によれば、工期は2015年10月29日から2020年10月31日までの5年間とされており、中谷防衛相によれば仮設ヤード、仮設道路など陸上部分から着手するという。

翁長知事は、同日、「断じて容認できない。今後も辺野古には新基地を造らせない、という公約の実現に向け、全力で取り組む」というコメントを発表した。そして翁長知事は、事前協議が未了であるにもかかわらず、工事着手書が提出されたことは遺憾だと述べて、批判した。

にも拘わらず安倍政府は10月28日代執行に着手し、埋め立て承認の取り消し処分を11月6日までに取り消すよう「是正」を求める「勧告文」を県に送付したのである。

③ 以上の経過を見て思うのは、安倍政府の権力的横暴さは目に余るものがあるということである。

④ 10月29日、防衛省沖縄防衛局は、本体工事に着手した。

翁長知事は「強権極まりりという感じで大変残念だ。国に余裕がなく浮足立っている感じだ」と鋭く批判した。

政府は、当面2020年10月までの完了を目指し、陸上部分、会場部分の護岸工事に着手する方針である（10月30日赤旗）。

(9) 以上沖縄問題を書いてきたが、感じたのは、第一に、安倍政府が、沖縄の人々をいわば棄民したことである。

第二に、安倍政府が沖縄島をアメリカにいわば売却することにより、日米軍事同盟を強化しようとしていることである。

第三に、沖縄には日本国憲法の人権保障の部分が十分には及んでいないことである。

第四に、沖縄の人民の闘いの見事さである。安倍政府にもアメリカにも屈せず、沖縄の美しい島々を守ろうとした闘いは、必ず勝利するであろうと感じたことである。

最後に敢えて言うなら、最高裁が憲法の守護者的存在として健在で良心的存在ならば、法廷闘争で沖縄は勝つであろうことである。

これを結びとし、次に原発と核兵器の問題について記述する。

六 原発と核兵器

一（１） 原発反対の動き（一）

（１） 2015年9月30日、鹿児島県薩摩川内市の川内原発の運転差し止めを求める「原発なくそう！九州川内訴訟」の第10回口頭弁論が鹿児島地裁で開かれた。原告を代表して城さんは、“茨城県日立市でJCO臨界事故や福島第一原発事故を体験したことを語り、事故が起きた場合の責任が不明確なままでの再稼働は本来あってはならないことだ”と語った。また原告団の大毛弁護士は、火山噴火の規則性に科学的根拠のないことを指摘し、破局的噴火を起こす可能性が小さいとは言えない、と主張した（10月1日赤旗）。

（２） 10月30日、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原発の廃炉作業で生じる廃棄物の安定管理に向けた検討会の新設を決め、有識者をメンバーとし、長期間に亘る廃棄物の技術的課題につき協議するとともに適切な管理方法を東京電力に指示するとしている。

なお、福島第一原発からは今なお大量の廃棄物が生じているが、放置されている状態である（10月1日赤旗）。

（３） 10月2日、福島第一原発事故の汚染水問題で、福島県警は公害犯罪処罰法の疑いで東京電力と同社社長ら現旧役員32名を書類送検した。送検容疑は、東電が2013年7月までに地上タンクから汚染水約300トンを漏洩したことであり、同社が

2011年6月から約2年間毎日300～400トンの汚染水を海に流出させた疑いである。

（４） 10月2日、九州電力は、川内原発2号機（鹿児島県川内市内）の原水炉を10月15日に起動し、再稼働させる方針を固めた。新規制基準の施行後、再稼働は二機めになる。

なお川内一号機は8月11日に再稼働し、9月10日に営業運転に移行していたのである（10月3日赤旗）。

（５） 10月4日、経済産業省は、原発の使用済み核燃料の再処理で発生する「死の灰」を大量に含む高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分に関するシンポジウムを開いた。

シンポは、「核のゴミ」の処分事業を担う原子力発電環境整備機構

（NUMO）との共催であった。質疑応答では、「地層処分」に反対する意見や、原発再稼働は「無責任」という意見が出された（10月5日赤旗）。

（６） 10月6日、愛媛県伊方町議会は、四国電力伊方原発三号機の再稼働を求める陳情を全会一致で採択した（10月7日赤旗）。

一方、10月7日四国の四県の共産党が、伊方原発再稼働の中止を求める申し入れを経済産業相、原子力規制委員長、内閣府特命担当大臣に申し入れた。

①伊方原発の再稼働を中止すること、②伊方原発のあり方を検討する場を開くこと、③避難計画、住民合意は国の責任で行うこと、④伊方原発区域での危険な米軍機の飛行を禁止すること、を求めて交渉した。

これに対し政府担当者は、原発は重要なエネルギー源であり再稼働は進める、と答弁した（10月8日赤旗）。

（7）日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」について原子力規制委員会専門家チームは、10月7日第四回会合で、敷地内の断層は活断層の可能性は低いという見解で一致した（10月8日赤旗）。

（8）10月8日、宮城県美里町と山形県最上町が東北電力女川原発事故を想定した災害時相互応援協定を締結することが判明した（10月9日河北新報）

（9）10月8日、福島県南相馬市の住民が、東京電力と国に対し約87億5600万円の損害賠償を求める訴えを提起した。

訴えの中で原告側は、“原発事故で生活基盤が失われた、避難解除されても故郷は元に戻らない”、とした（10月9日河北新報）。

（10）関西電力高浜原発三、四号機に出された再稼働差し止め仮処分決定（4月）につき同社が行った異議申し立ての第四回審尋が10月8日開かれ、住民側は、原発の地震動想

定や耐震安全性の不十分さを主張した（10月10日赤旗）。

（11）10月9日、愛媛県議会は、伊方原発三号機の再稼働に賛成する請願を採択した（10月10日河北新報）。

（12）10月10日、日本学術会議は学術フォーラムを開催した。テーマは、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分に関するものであり、学術フォーラムであった。

核のゴミを暫定保管しながら最終処分に向けた国民的合意形成を図るよう政府に求める学術会議の政策提言につき、専門家が意見を交わした。

その意見の中に、政府は最終処分ですら「前面に立つ」と言うが原子力の信頼回復は簡単ではない。国民を交えた熟議と合意が必要と述べ、30年の暫定保管中に合意形成を図り処分候補地を選定するよう求める意見もあった（10月11日河北新報）。

（13）新潟県の東京電力柏崎刈羽原発が再稼働の動きを示していることに対する反対運動も行われている。同じく、四国電力伊方原発三号機の再稼働に対しても反対運動が行われている（以上2015年10月12日赤旗）。

（14）以上を総体としてみるとき浮かぶ感想は、原発は永久に未完成で不確実な技術であり、一旦事故が起きた場合解決不能な悲惨な状態

を人類にもたらす「悪魔の原発」ということである。

(2) 核兵器廃絶の動き

(1) 10月8日、開会中の第40回国連総会は、軍縮・国際安全保障問題を扱う第一委員会で一般討論が始まった。その中で非同盟諸国を始めとする多くの国々は、核兵器使用の非人道性について発言し、核兵器禁止条約や法的文書の作成の交渉を始めよう求めたのである。

そしてインドネシアは、“核保有国による「段階的な取り組み」が全面廃絶へ具体的に前進するうえで破綻していることは明白だ”、と指摘し、核兵器を包括的に禁止する条約締結に向けた交渉開始を要求した(2015年10月11日赤旗)。

(2) 10月12日、ヨーロッパ歴訪中の「ヒバクシャ遊説 in ヨーロッパ」(主催日本原水協)の代表団はイギリス市民団体「核軍縮運動」(CND)と共同し、イギリス議会内で集会を

(3) 原発再稼働反対の動き

(1) 10月14日、再稼働阻止全国ネットワークは、九州電力川内原発2号機の再稼働を止めようと、原子力規制委員会前で抗議の座り込みを行った。再稼働阻止ネットの柳田代表は、“原子力規制委員会が新たな安全神話の発信源になっている”と批判し、国がすべきことは再稼働ではなく、苦しい生活を強いられている人たちへの補償と賠償だと訴えた。

開いた。そして被爆者は自分の経験を証言し、戦争法廃止と脱原発を求める日本の運動を紹介し、平和と核廃絶に向けた世論喚起と運動強化を訴えた。

(3) 原水爆禁止日本協議会は、10月13日核兵器の全面禁止が実現するよう行動せよと外務省に申し入れをした。

申入書は国際社会で核兵器全面禁止を提唱し努力を続ける諸国と協調することを求めるものである。そしてオーストラリア政府が発表した「人道の誓い」に賛同し、国民が核攻撃の悲惨さを体験した国の政府として、被爆者とともに被爆の実相を広め、核兵器を禁止・廃絶することを誓うとするものである(10月14日赤旗)。

その訴えを無視して九州電力は川内原発二号機は10月15日に起動し再稼働させると発表したのである(10月15日)赤旗。

(2) 各地で「原発ゼロ」の運動が行われている。一例を示せば、10月16日福島で、新潟で、鳥取で、北九州市で、リレートーク、人間の鎖、デモ行進など、様々な形をとって反対運動が粘り強く行われている(10月18日赤旗)。

(3) 10月18日、原発問題住民運動全国連絡センターは、青森市で全国交流集会を開いた。240人が参加し、原発・核燃からの撤退、原発ゼロの合意形成をめざそうとするアピールを採択した(2015年10月19日赤旗)。

(4) 10月20日、富岡労働基準監督署は、東京電力福島第一原発の事故の対応に従事した後に、白血病を発症した元従業員について、「被爆と疾病の因果関係が否定できない」として労災と認定した(2015年10月21日赤旗)。

(5) 10月16、18日、原発ゼロを求める運動が、北海道で、青森県で、秋田県で、岩手県で、宮城県で、山形県で、スピーチサウンドデモ、デモ行進、ミニ集会、市内ウォーキングなど多彩な形態をとって行われた(10月22日赤旗)。

(6) 10月20日、福島第一原発三号機で、格納庫に初めて小型カメラや放射線量計を入れて調査を実施し、その結果を公表した。その結果は、原子炉圧力容器から漏れた水で格納容器下部が水没していることが確認された。また、内部の放射線量が最大で毎時約1シーベルトと高いことが分かった(10月23日赤旗)。

(7) 10月22日、共産党国会議員団中国ブロック事務所と同党所属国会議員候補は、中国電力本社を訪れ、島根原発二号機(松江市)の再稼働と

上関原発(山口県)建設中止を申し入れた。

しかし、中国電力の担当者は、両原発につき中止は考えていないとし、推進する立場を表明したのである(10月23日赤旗)。

(8) 10月22日、愛媛県伊方町長は、中村知事に伊方原発三号機の再稼働を容認する考えを伝えた。町議会も県議会も同意しているという(10月23日赤旗)。

(9) 10月21日、函館市町会連合会は、市内で、「大間原発建設凍結市民集会」を開き、500人あまりが参加した。そして大間原発差止め訴訟が提起されており、市民集会はこの訴訟をバックアップするものである(2015年10月23日赤旗)。

(10) 10月23日、首都圏反原発連合(反原連)は、川内原発と伊方原発の再稼働に反対する抗議活動を行った(10月24日赤旗)。

(11) 東北電力女川原発周辺30キロ圏内を含む七市町村の医療機関や介護施設に原発事故当時の避難計画が作成されていないことが宮城県保険医協会のアンケート調査で判明した。同協会は、この結果を内閣府特命大臣(原子力防災)や宮城県知事、同議会に避難計画作成への国の積極的関与や原発廃炉などを求める意見書を提出した。

未作成の理由は、作成方法が分からない、現実問題として無理である、避難先確保が難しいこと、避難

車両手配、人員配置、避難先ルートの確保が難しいこと、である（10月25日赤旗）。

（12）10月24日、山口県上関町で「いのちの海を守れ！さようなら上関原発！10・24反原発デー県民集会」が開かれた。そして県内外から800人が参加し、建設予定地の公有水面埋立て免許即時失効と計画白紙撤回を求める集会アピールを採択した（10月25日赤旗）。

（13）愛媛県中村知事は四国電力社長に、2015年10月26日、伊方原発三号機の再稼働に同意すると伝えた。火力発電や再生可能エネルギーは原発に比べコストや安定供給の面

で劣ると述べた。この措置に対し抗議活動が展開されている（2015年10月27日赤旗）。

（14）以上原発再稼働反対の動きを簡単にみてきたが、感想として浮かぶのは、第一に、「原発が安全である」という神話の裏に、安倍内閣の「人の命を人の命と思わない」人間無視と、日米軍事同盟重視の考え方が潜んでいるということである。

第二に、にも拘らず日本の人民は「人間の命を守るため」に原発に対する闘いを粘りづよく、幅広く、闘っているという事実である。この事実は、必ずや原発を過去の遺物とするであろう。

七 教育と大学の本質

（1） 高校生の政治活動と大学の本質

（1）10月5日、文部科学省は、18歳選挙権の実施に向けこれ迄の全面禁止を改め新通知案を発表した。それによれば、無制限でなく、「必要かつ合理的な範囲内」でのみ認めるものである。

つまり学外の政治活動は違法・暴力的なものになるおそれが高い場合、学業や生活の支障がある場合、生徒間に対立が生じる場合、学校教育に支障がある場合には禁止を含め指導する、授業や生徒会活動、部活動を利用して選挙活動や政治活動を行うことは禁止、放課後や休日であっても構内での選挙運動や政治活動

は制限・禁止する、というものである（10月6日赤旗）。

（2）高校生の政治活動の禁止につき、制限事項が多いことは実質上は禁止に等しいと考える。

私事になるが、私が政治に関心を持ったのは高校1年生のとき（1951年）であり、高校生の頃は社会科学部というサークルに所属し、またフォイエルバッハの読書サークルや松川署名運動や「社会科学論叢」などの雑誌を出す活動をしていた。しかし、それは政治活動ではなく研究活動であった。それですら学校側は必ずしも快く思ったわけではないであろうから、黙認して下さった。従っ

て、やるべきだと思い、それらの“活動らしき”ものを行ったのである。

この拙い経験からみても、若い青年の自由で自主的な政治活動を抑え込むことはできないと思う。また教育の本質（それは青少年の潜在的能力を引き出すことである）から見ても抑え込むことは誤りである。

（3）2015年6月、文部科学省は、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」なる通知を出した。

その主な内容は、①各大学の強み、特色、社会的役割を踏まえた速やかな組織改革に着手することとする、②特に教員養成系学部大学院、人文科学系学部、大学院については18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むように努めるものとする、とするものである（2015年10月12日赤旗）。

（4）この通知が実質的に意味するのは、①教育系と社会科学系の大学の学部及び大学院の組織の改変を強要することにより、研究・教育の本質部分を切り捨てることであり、②政府、財界、軍部（自衛隊）の要請に副う研究者と教員を養成することである。

そして赤旗の指摘によれば、理系重視の方針を念頭に各大学に三類

型、①世界最高の研究、②全国的研究、③地域貢献のいずれかを選んで取り組むよう求めるものであり、文系廃止通知はその一環であり、各大学の取り組みを評価して国立大学の「運営交付金」を重点配分する計画だというのである（2015年10月12日赤旗）。

つまり産業界、財界、軍部（自衛隊）の要求に応じ、理系を重視し、潤沢な研究資金を与え、大学の独立性を奪うことを目論んでいることが、通知の実態なのである。

（5）2015年10月20日、文部科学省の国立大学法人評価委員会で、各大学の新たな中期目標・計画（6年間）の素案が示された。

①組織廃止は横浜国立大学6校で、いずれも対象は教員養成系学部。②学部再編・縮小は山形大学、横浜国大、神戸大、鳥取大、宮崎大など43校。③このうち人文社会科学系学部再編は26校。④神戸大は「国際文化学部」と「発達学部」を統合して新学部を設置。⑤愛媛大は「社会共創学部」、宮崎大は「地域資源創成学部」の新学部創設。組織廃止は新潟大学など9校で、いずれも「ゼロ免課程」（教員免許取得を義務付けない課程）を廃止・募集停止するという計画である（2015年10月21日赤旗）。

（6）その意図は何か。

第一に、文科系、とくに社会科学系学部・大学院の縮小である。

第二に、教育と教員の国家主義への再編である。

なおこの文科系軽視、理科系重視の動きは2016年度募集定員にも表れている(2015年10月25日)。

(7) 10月28日、中央教育審議会は、財務省の、3.7万人の教員削減と国立大学運営費交付金の大幅削減方針を批判する緊急提言を全会一致で採択した。

提言は、①教職員の機械的削減は厳しい実体を見越した非現実な暴論であること、②いじめ・不登校・教育格差の課題が山積しており教員は長時間労働を強いられていること、③授業料など自己収入拡大を行うことは授業料の大幅引上げに連なること、交付金が法人化後1470億円削減され看過し難い状況が生じていること、などを指摘し批判したのである(2015年10月29日赤旗)。

(8) この提言はいま大学が、死活の状況に曝されていることを表わしている。

大学は、いま大学が大学らしい大学として生き延びることができるか否

かの瀬戸際に立たされていると考える。

(9) 10月29日、文部科学省は、高校生の政治活動について今回新しい通知案を発表した。

新通知は、①生徒が国家、社会の形成に主体的に参加することが期待されること、②無制限に認められるものではないこと、③必要かつ合理的な範囲で制限を受けること、④学校外の政治活動、選挙活動につき、違法、暴力的なものになる恐れが高いものは制限または禁止すること、⑤学業や生活に支障がある、生徒間に政治的対立が生じている場合禁止、指導する、というものである(2015年10月30日赤旗)。

(10) この新通知の本質は、学校側又は教育委員会の一方的判断で高校生の政治的自由を奪えることにある。

おそらく若い学生の反発を招き、やがて死文と化すであろう。

(2) 2015年10月の教育と大学について書いてきた。その感想をいえば、教育と大学はいま岐路に立たされていることである。研究・教育の自由を守れるか、大学の自由を守れるか。それとも安倍政権のもとで強化されている日米軍事同盟の侍女となるかがの瀬戸際に立たされているの

である。その突破口は闘うことにあると思う。研究・教育や大学の自由を守る闘いは、戦争法に反対して闘う力と一体となった時、自由で平和な研究・学問の府として大学は活性化するであろう。

V TPP 交渉と関税撤廃

(1) 10月4日環太平洋連携協定 (TPP) の交渉 (於いてアメリカオランダ) が日本、アメリカなど12か国が交渉の「大筋合意」で確認した (2015年10月6日赤旗)。

その内容はいかなるものか。対談『偽りの大筋合意』TPPはいらない (世界2015年12月号) によれば次の通りである。

- ① 米・豪産米に7万8400トンの輸入枠新設、MA米6万トンアメリカに上積み。
- ② 小麦 米・加・豪産小麦に25.3万トンの輸入枠新設、マークアップを45%削減
- ③ 牛肉 15年後迄に関税を76%削減
- ④ 豚肉 高級豚は10年で関税撤廃、加工肉 (差額関税) は90%削減
- ⑤ バター バター・脱脂粉乳に低関税輸入枠新設
- ⑥ 脱脂粉乳 ホエー (乳漬) の関税撤廃
- ⑦ チーズとバターの一部の関税を撤廃
- ⑧ 砂糖 加糖調製品の輸入枠新設
- ⑨ その他 鶏肉、鶏卵、果汁、りんご、野菜、林水産物、ワインの関税を撤廃

(2) この「大筋合意」は、アメリカによる余剰農産物 (米・麦・肉類、脱脂粉乳、チーズ、砂糖、鶏肉、鶏卵、野菜など) につき、大幅に輸入を認めるものである。

このことは、国内生産を犠牲にして主としてアメリカ (含むオーストラリア) の農産物の大幅輸入を促進するものであり、日本農業は壊滅状態に陥るであろう。とくに重要5品目 (米、麦、牛・豚、乳製品、砂糖) は、反対が強かったにも拘らず、日米同盟を優先させ、日本農業をアメリカに売り渡したのである。

正に安倍内閣の政治は「亡国の政治」そのものである。

(3) ところが安倍首相は10月8日の記者会見で、「国会決議を踏まえ、重要品目を関税撤廃の例外とすることができた」「国益にかなう最善の結果を得ることができた」と述べたのである。

しかし TPP に関する国会決議 (2013年4月) は、「…重要品目について…除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」「交渉に当っては…自然的、地理的条件に制約される農水産物分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断

した場合は、脱退も辞さないものとする」というものである。

つまり安倍政権は国会決議を無視し、アメリカに譲歩したのである。

この「譲歩」は、「戦後レジームの解体」（真崎良孝・前出座談会）であり、日本農業の破壊である。何度もくり返すが、これは正に「亡国の政治」である。

（４）TPP に対する人民の怒りについて書くことにする。

① 10月9日夕方、TPP 阻止新潟県民共闘会議は、20人が参加して抗議活動を行った。そして佐藤一弥県労連議長は、「日本農業を外国に売り渡す亡国の安倍政治に怒りを込めて抗議する。関税削減や輸入特別枠でコメや重要品目などが外国から押し寄せてきて、さらなる食料自給率低下と農村を疲弊させる、戦争法で踏みにじり、TPP で日本を破壊する安倍政権を退陣させよう」と怒りを表明した（10月11日赤旗）。

② 10月8日宮城県角田市で長谷川洋一氏（現職県議会議員・自民党）は、「政府は国益といいながら農業分野を後退させ、コメなど重要品目は約束を守られない形で進んでい

る。地方経済にとって大きな痛手となる内容だ」と批判した（10月14日河北新報）。

③ 10月14日全国農業協同組合中央会（JA・全中）は、東京都内でJA 全国大会を開催した。出席した林前農水相に対し、北海道からの出席組合員から「納得できない」と発言。島根県参加者からもコメや牛、豚肉といった農業重要5項目を守るとした国会決議を結果として守っていないと批判がなされた（10月15日河北新報）。

④ 10月16日、農水省によるTPP 地方説明会として東北ブロック意見交換会が仙台市で開かれた。青森県の担当者は、「政府は飼料用米作付を推進するが、畜産が衰退すれば稲作もダメになる。離農を考え始めた農家もいる」と訴えた（10月17日河北新報）。

（５）TPP は大筋合意のみで未だ条文化されておらず、かつ国会の承認が必要である。それ（承認）がいつになるかは、本稿執筆時点では明らかではないが、TPP 反対運動の帰趨如何にかかわっているように思う。

結び

2015年10月の動きを総じてみれば、まず思い浮かぶのは、安倍政権の日米軍事同盟強化に向けた異常な執念である。この執念は、アメリカ、財界、軍部（自衛隊）、右翼団体

の要求・要請に裏付けがされているものであり、歴代内閣にはみられなかった異常な執念である、この執念を軽視することは誤りである。

そして第二に思い浮かぶのは、戦争法反対運動の層の厚さである。とくに若い人々が、例えばシールズのように闘う姿勢を自覚的に鮮明にしていることである。

第三に思い浮かぶのは、沖縄の闘いの素晴らしさである。翁長知事をはじめとして沖縄の人々は、老壮青の違いや思想・信条の違いを乗り越えて団結し、沖縄の基地化に対してあらゆる手段で闘っていることである。

第四に TPP に関する大筋合意にみられる「亡国の政治」が安倍内閣によって国会を無視して平然と行われている醜悪な実態である。

そして最後に思い浮かぶのは、安倍政権の「亡国政治」は、歴史の審判と人民の闘いによって必ずや破綻するであろうことである。

以上を結語として 2015 年 10 月の稿を閉じる（なお 2015 年 11 月 5 日 TPP の条文案が公表された。このことについては 12 月の分に譲る）。

(2015 年 11 月 8 日 攔筆)